

国民年金

年金保険料額が変わります

4月分から月々の保険料が210円引き上げられ、月額15,250円になります。

年金保険料を前納すると割引があります

定額保険料や付加保険料を4月30日(水)までに一括して前

定額保険料を納付書により現金納付した場合

| | 毎月納めたとき | 一括前納で納めたとき | 割引額 | 納期 |
|-----|----------|------------|--------|------------|
| 1年分 | 183,000円 | 179,750円 | 3,250円 | 4月30日 |
| 半年分 | 91,500円 | 90,760円 | 740円 | 前期分 4月30日 |
| | | | | 後期分 10月31日 |

納すると、割引があります。

日本年金機構より送付された平成26年度分納付書を持って、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどで、前納する旨を申し出てください。

月々の口座振替に早割制度があります

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)では割引はありませんが、この「早割制度」を利用すると、月々の保険料が50円割引となります。なお、保険料の半額免除等の承認を受けている方は、通常の口座振替でのお申し込みとなります。

クレジットカードでも年金保険料の納付ができます

クレジットカード納付は、被保険者ご自身から事前にお申込みをいただき、以後継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示し、直接納付いただく方法ではありません。)なお、クレジットカード納

付では毎月の「早割制度」は適用されません。

学生納付特例制度は、さかのぼって申請できる期間が拡大されます

学生のみなさんも20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい学生の方には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1か月前までの期間について、さかのぼって申請できるようになりました。

【対象】

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等の学生(夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む)であつて、本人の前年所得が118万円以下の方

扶養親族控除等があれば、基準額が変わります。

(注)各種学校は、修業年限が1年以上で、学校教育法で規定されている学校が対象となります。

【手続きに必要なもの】

年金手帳・在学期間がわかる在学証明書または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)のコピー、印鑑(認印)

【承認期間】

申請時点から2年1か月前までの期間です。
 ・平成26年4月に学生納付特例を申請 平成24年3月まで申請可能
 ・平成26年5月に学生納付特例を申請 平成24年4月まで申請可能

ただし、申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合もありますので、お早めに手続きしてください。

【特例の継続申請】

平成26年1月上旬までに25年度分の申請が済んでいて、申請書に26年4月以降も在学予定と記載された方には、4月上旬に日本年金機構から、はがき形式の申請書が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、このはがきに必要事項を記入し返送してください。返送いただくことにより、平成26年度も学生納付特例の申請を行うことができます。

なお、4月下旬までにははがきが届かない方また新規申請

の方については、保険医療課までお越しください。

「ご存知ですか
「ねんきんネット」

「ご自身の年金加入記録をインターネットで確認することが出来るサービス「ねんきんネット」は、保険医療課の窓口でも利用できます。申込書(窓口設置)にご記入のうえ、窓口にお越しください。

【手続きに必要なもの】
本人確認書類(原本のみ有効。コピー等は不可)
運転免許証、パスポートなどの顔写真付証明書で本人確認ができるもの。写真付きでない場合は、2種類以上の証明書が必要です。

基礎年金番号または照会番号が必要です。
番号がわからない方は、年金手帳、ねんきん定期便等をご持参ください。
印鑑(認印)

代理人の方がねんきんネットの申込みをされる場合は、「委任状(指定様式あり)」と代理人の方の「本人確認ができるもの」、「印鑑」が必要です。

☎ 保険医療課国民年金係
2173 または大宮年金事務
所 652 3399

人間ドック検診 費用を補助します

町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者に対し、人間ドック検診への補助を行っています。

対象

- 次のすべての条件に該当する方
- ・ 町に住居登録をし、1年以上居住している方
- ・ 30歳以上の方
- ・ 町税および保険料を滞納していない方

補助金額

指定人間ドック検診または指定医療機関独自の人間ドック検診のいずれかで、1年度1回2万円を限度とします。
予約金の領収書と印鑑（朱肉使用のもの）を持参のうえ、保険医療課で申請手続きをしてください。申請書受付後に「対象者の条件」を確認したうえで、「受給者証」を発行します。検診日に医療機関の窓口を受給者証を提出してください。

検診の申込方法

左表の検診実施医療機関にお問い合わせください。申込みの際は、「補助金交付制度」を利用することを、忘れずに申し出てください。

人間ドック検診実施医療機関

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|------------|------------|
| 伊奈中央病院 | 寿4 - 43 | 721 - 3022 |
| 伊奈病院 | 小室9419 | 721 - 3692 |
| 希望病院 | 小室3170 | 723 - 0855 |
| 内田クリニック | 内宿台5 - 4 | 728 - 9296 |
| 今成医院 | 小室2469 - 2 | 723 - 8280 |

桶川市・北本市の実施医療機関については、お問い合わせください。

図 保険医療課内 2173

人間ドック検診の受診方法

指定人間ドック検診を受けるか医療機関独自の人間ドック検診を受けるか決めてください。

人間ドック検診補助金制度を利用することを受診する医療機関に告げたくてお申し込みください。

医療機関の窓口で、予約金を支払い、予約金の領収書を受け取ります。

保険医療課の窓口で補助申請をし、「受給者証」を受け取ります。
予約金領収書と印鑑（朱肉使用のもの）を持参してください。

各医療機関で予約した検診日時に「受給者証」を持参のうえ受診してください。
個人負担額、受給者証を忘れずにお持ちください。

平成26年度

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基にして、2年ごとに見直します。平成26・27年度の保険料率は次のとおりです。

保険料率

所得割率 8.29%
均等割額 42,440円

なお、平成26年度の賦課限度額は57万円です。

納め方と通知の時期

すでに年金からの天引きが始まっている方
4月、6月、8月の年金からも2月の年金天引き額と同額の保険料が天引きされます。

平成26年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。

上記以外の方

7月に納付書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月(8回)となります。また、年度途中で75歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納付書を送付します。

(注意) との方にも7月に後期高齢者医療保険料額決定通知を送付いたしますので、改めて保険料額の確認をお願いします。

図 保険医療課医療係内 2175